



第16号 2010
September
平成22年9月



発行

長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6

TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309

長野県企画部人権・男女共同参画課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/>

E-mail jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

特集

長野県人権政策推進基本方針を策定しました

～人権が尊重される長野県をめざして～

平成22年(2010年)2月策定

長野県では、今回策定した基本方針に基づき、行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進し、「人権が尊重される長野県づくり」に取り組んでいます。

また、「人権が尊重される長野県づくり」は、県民の皆様、市町村、民間団体や企業の皆様の自主的な取組があってこそ実現できるものです。皆様のより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

◆策定の趣旨・基本方針の位置づけ◆

21世紀は「人権の世紀」といわれています。二度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、人権が尊重される世界の実現に向けて様々な取組が進められています。

長野県は今、少子高齢化や人口減少の急速な進行など、社会の大きな転換期を迎え、産業、医療・福祉、教育など県民の生活に関わりの深い様々な分野で、数多くの課題に直面しています。

また、依然として差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、インターネットの普及など情報化時代となって現れた新たな人権問題も起きています。

この様な社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年(2009年)3月)を踏まえ、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成22年(2010年)2月に「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

これは、平成15年(2003年)策定の「長野県人権教育・啓発推進指針」に代わるもので、県民の皆様や企業、民間団体、市町村等においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

◆人権政策の基本理念◆

基本理念 「人権が尊重される長野県づくり」

「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現をめざします。

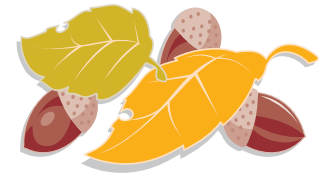


- 県民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。
- 人権の視点に立って施策を推進し、県民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。

◆人権施策の方向性◆

■人権の視点に立った行政の推進

- 県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進
- 人権の視点に立った制度や施策の企画・実行・点検・改善
- 職員研修を通じて職員の資質向上と人権意識の高揚の推進



■人権教育・啓発の推進

- 学校、家庭・地域など様々な場を通じた人権教育・啓発の推進
- 自らの主体的な生涯学習の推進

1 学校における人権教育

- ・様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。
- ・幼児期や低学年期からの発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。
- ・教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

2 社会における人権教育・啓発

- ・多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。
- ・市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行なわれるように、情報提供を行います。
- ・人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

- ・保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実に関する支援を進めます。
- ・公民館活動による学習会の提供など市町村の人権教育・啓発事業やボランティア、NPO等が行う活動を支援します。

企業・職場

- ・各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援を行います。
- ・企業経営者等に対して、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

3 人権に関する情報発信拠点として、人権啓発センターにおける資料展示や情報提供などの充実

4 マスメディアやインターネットなどの活用、人権啓発イベントの開催など多様な機会提供

5 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修の充実

6 国・市町村や地域、企業、NPO等の連携・協働を進め、県民の主体的な取組を支援

7 人権に関する知識や教育手法など、教育・啓発に関する有用な情報収集・提供

■人権相談・支援体制の充実

- 人権問題に関する総合相談体制の整備
- 国、市町村、関係機関との連携
- 相談窓口・支援制度等の周知



平成22年度「ちがひ」を愛する強調月間」啓発ポスター

◆分野別施策の方向性◆

同和問題

- ・実効性のある相談体制の構築
- ・多様な手法による教育・啓発
- ・課題解決に向けた施策の推進

障害者

- ・障害者に対する理解の促進
- ・障害者の就労促進
- ・障害者の権利擁護の推進
- ・安心して生活できる地域づくり

外国人

- ・多文化共生のための教育・啓発
- ・外国人に対する生活相談・支援
- ・教育環境の整備

HIV感染者・ハンセン病元患者等

- ・正しい知識の普及啓発
- ・検査・医療体制の充実

女性

- ・男女共同参画社会づくりに向けた啓発
- ・行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画
- ・多様な活動や働き方が実現できる環境づくり
- ・あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

犯罪被害者等

- ・犯罪被害者等に対する理解の促進
- ・関係機関・団体の連携
- ・適時適切な犯罪被害者等への支援

子ども

- ・子どもの人権の啓発
- ・人権に配慮した学校教育の推進
- ・子育て支援の充実
- ・児童虐待の防止等子どもの安全確保

中国帰国者等

- ・市町村による取組の支援
- ・生活支援の実施

高齢者

- ・高齢者の人権を尊重する意識の醸成
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・高齢者が安心して生活できる環境づくり
- ・高齢者の権利擁護

様々な人権課題

- ・人権教育・啓発や支援
 - ◇アイヌの人々
 - ◇刑を終えて出所した人
 - ◇性的指向及び性同一性障害
 - ◇ホームレス
 - ◇北朝鮮当局による人権侵害

インターネットによる人権侵害

- ・学校・社会における教育・啓発
- ・サイバー犯罪への適切な対応

◆推進体制◆

- 国・県・市町村それぞれの役割に応じた連携・協力
- 市民団体、NPO等県民との協働の推進
- 施策の定期的な点検・評価と見直し



「長野県人権政策推進基本方針」についての詳細は、県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/jinken/jhoushin.htm>

長野県企業人権教育推進大会を開催しました

人権が尊重され、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できる明るい職場づくりに向けて、企業における働きやすい職場環境への取組や、人権に配慮した企業活動への取組の一層の推進を図ることを目的に、7月27日（火）ホクト文化ホールにおいて長野県企業人権教育推進大会を開催しました。

（共催 長野県企業人権教育推進連絡協議会、長野県教育委員会）



今年度は最初に、「両立支援に向けた取り組みについて」と題して、株式会社富士通長野システムエンジニアリング事業推進統括部総務部長の^{おののかつひと}大野克人さんより事例報告をしていただきました。

株式会社富士通長野システムエンジニアリングで進めている、育児休業制度を利用しやすい環境整備の促進等による、仕事と家庭の両立についての取組状況を、実際に制度を利用した社員の声やデータを交えて説明していただきました。

報告の最後に大野さんからは、まだ道半ばであり、制度利用者等の声を取り入れて、今後も働きやすい職場環境づくりを進めていきたいとお話がありました。

次に、長野労働局職業安定部職業対策課から、「企業の公正な採用選考について」と題して、採用選考にあたっては、応募者の適正・能力のみを基準にすることや留意すべき事項などについて説明がありました。

続いて、東京交通短期大学学長・教授、日本経営倫理学会副会長の^{たなかひろじ}田中宏司さんより「企業の社会的責任(CSR)と人権～企業に求められる人権と国際的な動向～」と題して御講演いただきました。

企業の社会的責任とは、企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展を目指し、経済・環境・社会問題につき、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組であり、現在国際規格ISO26000を策定中(2010年12月頃発行予定)です。

この中で人権について「組織には、すべての人権を尊重する責任がある。人権を尊重するということは、他者の権利を侵害しないことである。」という原則に立ち、根源的な人権をISOに取り入れるべく検討を進めていることなどを説明いただきました。

また、職場において実際に起こりうるケースを題材に小グループで事例研究を行い、発表しあうことが、職場内で人権への考え方を効果的に広める取組であるとお話をいただきました。

企業の人権への取組は、雇用における平等の保障や待遇面の改善、パワー・ハラスメントなどのない働きやすい職場づくりを進めることが必要で、それが企業の社会的評価を高め、企業の継続的発展につながると考えられています。



東京交通短期大学学長・教授 田中 宏司さん

お知らせ1

～平成22年度人権フェスティバル開催します～

入場無料

実施日時：平成22年11月18日(木)午後1時30分～4時

開催場所：長野県松本文化会館（松本市）

内 容：同和問題をテーマにした講演会、人権作文表彰・朗読 など



ハンセン病療養所入所者との懇談会を開催しました

ハンセン病は、1940年代に有効な治療薬が登場し、適切な治療をすれば治る病気になっていたにもかかわらず、「らい予防法」（昭和28年）による、患者の方々への隔離政策が採られてきました。平成8年にこの法律が廃止され、隔離政策に終止符が打たれた後も、療養所入所者の多くの方は、偏見や差別が家族・親戚等に及ぶことに不安を感じ、また、入所者自身の高齢化等により、ハンセン病が完治しているにもかかわらず療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

県では、県民の皆様がハンセン病についての正しい知識を身につけることで偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病問題の啓発活動に取り組んでおり、7月13日（火）に信州大学松本キャンパス（松本市）において、ハンセン病療養所で生活している入所者の方をお招きし、体験談などをお聞きする懇談会を開催しました。

懇談会では、療養所に入所するまでの状況や、入所後の生活などをお聞きし、また、入所者の方からは、深い理解を持って、ハンセン病元患者の方を見守って欲しいといった話がありました。



信州大学松本キャンパスの様子

平成22年度「人権尊重社会づくり県民支援事業」

・・・応募事業の審査を行い、補助対象事業を選定しました・・・

県では、「長野県人権政策推進基本方針」の基本理念である「人権が尊重される長野県づくり」の実現を目指し、今年度から新たに県民の皆さまが主体的に行なう人権尊重意識を広めるための取組を支援する「人権尊重社会づくり県民支援事業」を実施しています。

県民の皆さまからの応募事業の審査を行い、同和問題、犯罪被害者や子どもの権利についての講演会等の事業について、第1次募集分では8事業、第2次募集では7事業の補助対象事業を選定しました。

「人権尊重社会づくり県民支援事業」に選定された補助対象事業についての詳細は、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/kenminsien/list.htm>



お知らせ2

長野県人権マネジメント向上セミナー事業 実施企業、団体募集中

企業・職場における人権に関する研修などの積極的な取組を促進するため、県内の企業経営者団体、商工団体、業界団体、企業等が行う人権に関する研修会に講師を派遣する事業です。

研修会の講師にかかる謝礼金や旅費を県が負担します。（但し、上限額を超えた場合は、その分の負担をお願いします。）

詳しくは、人権・男女共同参画課（TEL026-235-7106）にお尋ねいただくか、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/jmanagement/jmanagement.htm>

人権啓発センターからのお知らせ

人権啓発センターでは人権啓発に係る啓発ビデオ約200本(含DVD16本)、映画フィルム68巻、パネル(A1サイズ、22枚)の貸出しを行っています。

ご利用は無料ですが、送料が発生する場合はご負担をお願いします。

平成21年度 貸出し人気ビデオ・DVD ベスト5！

題名	上映時間	テーマ	貸出回数
こころに咲く花	35分	いじめ、パワハラ（人権侵害、当事者の気づき）	13回
人権を行動する	25分	人権全般（セクハラ、部落差別等への気づき）	10回
老いを生きる	35分	高齢者（認知症、介護、虐待）	10回
もう一度あの浜辺へ	38分	高齢者（介護、認知症）	10回
見上げた青い空	34分	いじめ（人権侵害、当事者の気づき）	8回

※6位以下「えっ！これも人権」「くもりのち晴れ」「私たちの声が聞こえますか」「誇りうる部落の歴史」「人権を行動する」

新着ビデオ・DVDの紹介



いのち輝くとき

対象：一般（上映時間30分）

最近、深刻な社会問題となってきた親による子どもへの虐待。わが子に虐待を繰り返す若い夫婦に対し、近隣のお年寄りの暖かい思いやりと励ましで、生きていくことのすばらしさと、命の尊さを問う感動のDVDです。



部落の歴史（中世～江戸時代）

部落の歴史（明治～現代）

対象：一般（上映時間各27分）

ここ20年間の部落史観の転換を受け、小・中・高等学校の教科書はその記載が変わっている。新しい部落史像を、その起源から現代まで分かりやすく系統的に描いた2巻のビデオです。

※この他の新着ビデオ・DVDは、「インターネットの向こう側」「友達が被害者になったら」「人権と向きあう」「人権のヒント・地域編・職場編」「部落の心を伝えたいシリーズ・若い力は今」「ひとみ輝くとき」「ヒューマン博士と考えよう」です。

※貸出し作品など詳しくは人権啓発センターへお尋ねいただくか、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/center/houhou3.htm>

人権に関する 相談を 行っています

人権啓発センターでは、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、平成22年4月から人権に関する総合相談を開始しました。

相談は無料で、個人の秘密は固く守られますので、安心して御相談ください。

相談時間 火曜日から日曜日（休館日を除く）

午前8時30分から午後5時まで

人権相談専用電話 026-274-3232



長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6 長野県立歴史館内

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/center/center.htm>

TEL 026-274-2306 / 026-274-3232（人権相談専用電話）

FAX 026-274-2309

◆開館時間 午前9時～午後5時（ただし、入館は午後4時30分まで）

◆休館日 毎週月曜日（祝日、振替休日にあたるときは火曜日）

祝日の翌日（日曜日にあたるときは開館）

年末年始等、センターの定める日

◆入館料 無料

◆交通案内 しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分

長野電鉄屋代線 東屋代駅から徒歩20分

長野自動車道・上信越自動車道 更埴ICから車で5分

